

労契法20条裁判の勝利をめざして

原告団を支える会結成へ



会場一杯の報告集会

11月30日、東京・農水省南青山会館で労契法20条裁判をたたかう12人の郵政非

正規労働者の原告団を支え、裁判闘争の勝利をめざして「労働契約法20条裁判をたたかう郵政原告団を支える会」の結成総会が開催されます。

結成総会では支える会の「会則」の採択と会則に基づく共同代表と運営委員、そして事務局の選出を行います。

今後、支える会は会員の拡大を推し進め、闘争財政の確立を図るとともに、全国での会の結成と20条を活用したとりくみの拡大を進めていきます。支える会の“合言葉”は「みんなの力で非正規差別をなくそう」。ガンバロウ！

＜支える会会費（1年間）＞

◇個人 1000円 ◇団体 3000円

■第3回東日本裁判・口頭弁論報告

11月20日、東京地裁で第3回口頭弁論が開かれました。裁判には60名を超える仲間が傍聴・支援に集まりました。

前回の弁論で、被告・会社側は、労契法20条については①補充的効力がない、②正社員との格差があっても「不合理といえる」程に大きくない場合は違法とはいえない、等と主張し、原告らの具体的な労働条件の格差についても、人材活用の違いや賃金体系の違いなどを根拠に「合理性がある」と主張していました。今回、こうした主張に全面的に反論しました。

会社側主張に対しては、制定時の政府の提案説明や国会での議論等から立法趣旨を逸脱したものであることを指摘しました。また、具体的な格差についても、労契法20条は人材活用の違いを前提として、形式ではなく雇用と労働の実態から格差の合理性を判断するものであることを指摘し、法の理解を根本的に誤ったものであること、雇用と労働の実態に照らして格差に合理性がないことを具体的に主張しました。

裁判終了後、弁護士会館で報告集会が行われ、60名以上が参加しました。

最初に郵政ユニオン本部の日巻委員長が、「この裁判は非正規の労働条件を抜本的に変える、絶対に負けられない裁判。みんなで支えていくために支える会を11月30日に結成する。みなさんの参加をお願いしたい」とあいさつ。続いて弁護団の棗弁護士から今日の裁判の内容についての報告がありました。

棗弁護士は、「郵政と東京メトロの裁判は、今後の労契法20条を巡る裁判のリーディングケースになるというのが裁判所の認識。担当裁判官だけでなく、全体での勉強会が行われている。今後を決める重要な負けられない裁判だ」と裁判の意義と決意が述べられました。

労契法20条裁判を闘っている東京メトロの原告や静岡からやってきた遠州連帯ユニオンの仲間からも連帯と激励のあいさつがありました。

★西日本裁判（第2回）

12月15日 13時10分
大阪地裁 809号法廷

★東日本裁判（第4回）

1月26日 10時
東京地裁 527号法廷